

平成 23 年 3 月 1 日

企業会計基準委員会 御中

新日本有限責任監査法人
品質管理本部長 濱尾 宏

「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）（案）」
に対する意見

貴委員会から平成 23 年 2 月 4 日に公表された実務対応報告公開草案第 36 号（実務対応報告第 5 号の改正案）「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）（案）」（以下「公開草案」という。）について、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

記

1. 債務免除に係る損益の認識時点

(コメント)

連結納税会社間で連結法人税の個別帰属額の授受を行わない場合の個別財務諸表における会計処理について、債務免除に係る損益を意思表示の時点で認識するものとした公開草案の定めに賛成する。

(理由)

連結法人税の個別帰属額に係る未収入金を計上する会社が、当該金額の支払を免除する決定を行い、相手方に意思表示を行ったときに、債権（及びその相手方の債務）の消滅を認識し、双方で損益を認識する処理は、授受を行わない実態を財務諸表に適切に表現することとなり、また、税金費用の計上と同一期に債務免除の影響を反映することができるため、その考え方に賛成する。

2. 債務免除に係る損益の表示区分

(コメント)

連結納税会社間で連結法人税の個別帰属額の授受を行わない場合の個別財務諸表における会計処理について、債務免除に係る損益を営業外損益又は特別損益の区分で表示するものとした公開草案の定めに賛成する。

(理由)

法人税等の区分に表示されるべき損益は、税金等調整前（税引前）当期純利益に対応

する「利益に関連する金額を課税標準とする」税金費用（税効果額を含む。）である（実務対応報告第 12 号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」参照）。債務免除に係る損益は、あくまで親子会社間の取引により計上されるものであり、法人税等の区分に表示される損益ではないことから、営業外損益又は特別損益の区分で表示すべきと考えられる。

以 上